

八峰町公共施設等総合管理計画
個別施設計画
(令和6年度版)

平成29年3月策定
令和3年6月改訂

※分類用語の定義

改築…建物に対し改築事業を実施するもの
改修…建物に対し大規模改修事業を実施するもの
集約…同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行うもの
複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める複合化を行うもの
廃止…施設の現用途の廃止を行うもの
除却…施設の解体撤去を行うもの
移転…他の土地・建築物への移動を行うもの
検討…施設のあり方等の検討や外部との調整を要する施設

※構造

W 造	木造
RC 造	鉄筋コンクリート造
SRC 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
S 造	鉄骨造
RS 造	一階が RC 造、二階が S 造のような混合構造
CB 造	コンクリートブロック

I. 公共建築物

1. 学校教育系施設

1-1.2 小中学校.その他教育施設

【現状と課題】

児童生徒数は、平成22年から令和2年度の10年間に、小学生は364名から206名に、中学生は209名から117名にそれぞれ減少しています。

この少子化の進行を受けて、八峰町誕生から小・中学校の統合（施設の集約化）を進めた結果、小学校は6校から2校へ、中学校は2校から1校となりました。また、統合（施設の集約化）にあたっては、大規模改修を行い施設の延命化を図っていますが、今後20年の間には新たな改修や改築の必要があります。また、今後も少子化の進行が予想されることから、将来的には学校・学級規模の更なる適正化を図ることが課題となるほか、社会情勢の変化により、小中一貫校などの検討が必要となることが予想されます。

園童数は、平成22年から令和2年の10年間に、181名から132名と大幅に減少しています。この少子化の進行を受けて、八峰町誕生から子ども園の統合（施設の集約化）を進めた結果、5園から2園と減少しています。なお、現在は2園とも認定こども園として認可を受けています。

学校給食共同調理場については、平成14年に大規模改修を行い延命化を図っていますが、躯体は昭和54年に建設されたものであり、築41年を経過しているため、今後改築を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
八森小学校	S51	3,658.00	R C、S、W・H20改修
峰浜小学校	H3	3,998.00	R C、S、W・H27改修
八峰中学校	S55	5,869.01	R C、S、W・H27改修
八森子ども園	H25-26	1,556.95	W、S
峰浜ポンポコ子ども園	R1	1,409.06	W
学校給食共同調理場	S54	567.63	R C、C B・H14改修

【整備方針】

- ・老朽化の進行している施設については、随時、維持補修を行うなど施設の適正管理に努めるとともに、改修・改築を要する施設については適正規模や適正配置を検討

します。

- ・適正規模の基準に満たない施設については、集約化を検討します。
- ・社会情勢の変化等により空き施設が生じた場合は、転用や減築、民間への売却・貸付を検討します。また、用途が定まらない施設については、財政的な負担を考慮し除却を行います。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
八森小学校	検討	平成 20 年に大規模改修（老朽化）を行うとともに、八森地区 3 校を統合した。当分の間は良好な維持管理により運営をしながら、児童数の動向を見て、改修、統合、小中一貫校について検討していく。
峰浜小学校	検討	平成 27 年に大規模改修（老朽化）を行うとともに、峰浜地区 2 校を統合した。当分の間は、良好な維持管理により運営をしながら、児童数の動向を見て、改修、統合、小中一貫校について検討していく。
八峰中学校	検討	平成 27 年に大規模改修（老朽化）を行うとともに、町内 2 校を統合した。当分の間は、改造、改修の必要はなく、良好な維持管理により運営していく。ただし、生徒数の動向を見て、小中一貫校について検討していく。
八森子ども園	改修	必要に応じて改修する。
峰浜ポンポコ子ども園	改修	必要に応じて改修する。
学校給食共同調理場	改築	必要に応じて改修する。

2. 生涯学習系施設

2-1 町民文化系施設

【現状と課題】

地区集会所施設は、地域コミュニティの核となる自治会が活動する施設です。地区自治会内に設置され、自治会活動のほかに婦人会等の社会教育団体などが、地域の課題解決のために活動している拠点であり、町内には現在27施設あります。利用頻度も19%と高く、自治会にとって欠くことの出来ない施設となっています。

また、文化交流センターは八森地区と峰浜地区にそれぞれ1館ずつ配置されています。両館ともに、休館日以外は毎日利用され、それぞれの地区の中核的な文化系施設としての重要な役割を担っています。

町民文化系施設のうち、旧耐震化基準で建築されたものが3施設あるほか、施設の平均経過年数が22年と老朽化が進行していることから、計画的な維持補修や改修・改築の検討が必要です。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
文化ホール	H6	1,154.57	S
文化交流センター	H7	1,597.85	R C
峰浜地区文化交流センター	S60	1,847.37	S R C
峰浜地区文化交流センター倉庫	H6	147.39	W
中浜地区コミュニティセンター	H15	173.10	W
茂浦地区コミュニティセンター	H16	206.00	W
八森地区コミュニティセンター	H16	185.71	W
浜田地区コミュニティセンター	H17	175.55	W
※岩館生活改善センター (R6 除却)	S54	192.40	W
八森生活改善センター	S55	198.74	W
八森地区多目的集会施設	H1	227.31	W
横間地区コミュニティセンター	H20	141.60	W
立石地区コミュニティセンター	H20	139.23	W
椿台コミュニティセンター	H25	145.31	W
滝の間コミュニティセンター	H25	178.86	W
畑谷生活改善センター	S56	198.74	W

岩子生活改善センター	S51	294.80	W
大槻野生活改善センター	S56	81.98	W
小手萩地区多目的集会施設	S60	70.38	W
沼田地区多目的集会施設	S61	198.74	W
大信田地区多目的集会施設	H13	149.88	W
石川地区多目的集会施設	H2	397.48	W
塙地区多目的集会施設	H5	171.75	W
山村活性化支援センター（大沢）	H6	173.90	W
水沢コミュニティセンター	H19	298.53	W
内荒巻コミュニティセンター	H21	65.41	W
外林地区集会施設	H22	66.24	W
沢目駅前コミュニティセンター	H28	125.04	W
高野々コミュニティセンター	H29	112.62	W
大久保岱コミュニティセンター	R2	87.77	W
三ツ森コミュニティセンター	R5	122.55	W
岩館地区防災コミュニティセンター	R5	352.22	W

【整備方針】

- ・ 3 1 施設のうち 2 4 施設については、自治会への指定管理を導入していることから、自治会が実施する小規模な修繕（10 万円以上 200 万円以内）については、引き続き町が 1/2 の助成金を支出して、維持補修に努めます。
- ・ 利用率や老朽化・耐震化の状況を検討し、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や除却、配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新にあたっては、集約化を進めることや、他の機能の施設との複合化を図ることを含めて検討します。
- ・ 民間活力の導入の検討と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
文化ホール、文化交流センター	改修	必要に応じて改修する。
峰浜地区文化交流センター	改修	必要に応じて改修する。
中浜地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
茂浦地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
八森地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。

浜田地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
岩館生活改善センター		除却 (R6)
八森生活改善センター	検討	八森地区投票所として利用しているため、投票区の見直し等について検討が行われたときに、その検討結果に合わせて方針を決定する。
八森地区多目的集会施設	検討	八森地区の投票区及び投票所の見直し等に関する検討が行われたときにその検討結果に合わせて方針を決定する。
横間地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
立石地区コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
椿台コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
滝の間コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
畑谷生活改善センター	改修	必要に応じて改修する。
岩子生活改善センター	改修	必要に応じて改修する。
大槻野生活改善センター	改修	必要に応じて改修する。
小手萩地区多目的集会施設	改修	必要に応じて改修する。
沼田地区多目的集会施設	改修	必要に応じて改修する。
大信田地区多目的集会施設	改修	必要に応じて改修する。
石川地区多目的集会施設	改修	必要に応じて改修する。
塙地区多目的集会施設	改修	必要に応じて改修する。
山村活性化支援センター(大沢)	改修	必要に応じて改修する。
水沢コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
内荒巻コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
外林地区集会施設	改修	必要に応じて改修する。
沢目駅前コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
高野々コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
大久保岱コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
三ツ森コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。
岩館地区防災コミュニティセンター	改修	必要に応じて改修する。

2-2 社会教育系施設

【現状と課題】

社会教育系施設は、椿銀山山神社の1施設です。明治41年の建て、平成15年町文化財指定になっていますが、祭神は白瀑神社に合祀して空箱の建物であり、屋根の傷みも激しくなっています。本殿が将来なくなることを想定して、山神社史跡の石碑が設置済みとなっています。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
椿銀山山神社	M41	71.00	W

【整備方針】

- ・老朽化が進んで危険な状態になりつつあることから、解体撤去の方向で町文化財保護審議会に諮っていきます。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
椿銀山山神社	検討	文化財として保管が必要かどうかを審議した後に処分を検討する。

2-3 スポーツ・レクリエーション系施設

【現状と課題】

スポーツ及びレクリエーションの普及を図り、町民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されている施設は、現在18施設設置されています。

スポーツ・レクリエーション系施設は、全て旧町村時代に建てられたもので、旧耐震化基準で建築されたものが2施設あるほか、施設の平均経過年数が27年と老朽化が進んでいます。施設の老朽化に伴い維持補修費等が増高していくことから、利用状況を勘案しつつ、統廃合を検討し、施設の適正配置を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
※高齢者コミュニティセンター湯っこランド (R5 譲渡)	H2	382.20	W・H10 増築
御所の台ふれあいパーク野球場	H1,H2	25,266	C B ・メインスタンド 683.90 ㎡ ・スコアボード 17.94 ㎡ ・トイレ 41.51 ㎡
八森土床体育館	S44	590	W・H14 改修
峰浜土床体育館	H13,H14	1,040.40	S
夕映えの館	H12	149.00	W
ソバ打ち体験館	H15	188.00	W
漁火の館	H16	313.00	W
※鹿ノ浦休憩所 (R3 除却)	H1	52.99	W
森林科学館	H2	380.09	W※H30 譲渡により取得
木工体験館	H5	238.92	W
ハタハタ館	H5,H19	3,360.92	R C、W
溪流観察館	H5	52.99	W
※バーベキューハウス (R3 除却)	H5	170.89	W
御所の台オートキャンプ場	H8	214.00	W
白神ふれあい館	H11	167.51	W
※岩館体育館 (R4 除却)	S36	388.00	W
峰浜野球場	S53	21,301	W グラウンドトイレ・構造物一式 H22 広域から取得
八森体育館	S61	1,974.00	S
八森体育館駐輪場	H16	106.00	W

【整備方針】

- ・老朽化の進行している施設については、随時、維持補修を行うなど施設の適正管理に努めます。

- ・利用率や老朽化・耐震化の状況を検討し、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や除却、配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新にあたっては、集約化を進めることや、他の機能の施設との複合化を図ることを含めて検討します。
- ・民間活力の導入の検討と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
高齢者コミュニティセンター湯っこランド		譲渡 (R5)
御所の台ふれあいパーク野球場	検討	御所の台エリア再構築構想と一体的に整備する。
八森土床体育館	検討	利用者がいる現状から、小規模修繕しながら利用していくが、老朽化の状況から峰浜土床体育館の活用方法と一体的に検討する。
峰浜土床体育館	改修	人工芝化し、野球練習場と兼用する方向で検討する。
夕映えの館	改修	本館自治会と施設の管理方法について協議し、自治会管理の集会所への移行を進める。
ソバ打ち体験館	改修	あきた白神体験センターの体験メニューにも含まれているが、協議により本館自治会管理への移行を検討する。
漁火の館	改修	岩館第2自治会と施設の管理方法について協議し、自治会管理の集会所への移行を進める。
鹿ノ浦休憩所		除却 (R3)
森林科学館	改修	白神に関するビジターセンター機能を有しており、今後も活用される施設であることか

		ら必要に応じて改修する。※H30 県より譲渡されたことにより、R10.9 月までは維持管理が必要。
木工体験館	除却	今後の利活用方法並びに利活用団体が無いことから、除却の方向で検討する。
ハタハタ館	改修	町の宿泊等の拠点施設であり、今後も必要に応じ改修する。
溪流観察館	除却	今後の利活用方法並びに利活用団体が無いことから、除却の方向で検討する。
バーベキューハウス	除却 (R3)	
御所の台オートキャンプ場	改修	利用者も多く、必要に応じ改修する。
白神ふれあい館	検討	森林科学館を主に活用することから、廃止を含めて検討する。
岩館体育館	除却 (R4)	
峰浜野球場	改修	定期的に点検を行い、長寿命化に努める。
八森体育館	改修	利用団体と協議し、施設のあり方を検討する。
八森体育館駐輪場	改修	必要に応じて改修する。

3.産業系施設

【現状と課題】

産業振興を図るため建設された施設は14施設あります。施設の平均経過年数が21年と老朽化が進んでいます。ガラス温室など、設置当初の目的を果たした施設も存在することから、転用や民間への売却・譲渡、また老朽化した施設については、除却を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
農林水産物直売施設（ぶりこ）	H17	279.06	W
ガラス温室（籠田）	S63	340.68	S、340.68㎡×1棟
ガラス温室（田中）	S61	681.36	S、340.68㎡×2棟
ガラス温室管理事務所（田中）	S61	66.25	S
ふれあい農園	S61	162.01	W
広場等利用施設（花の家）	H5	202.87	W
清浄海水供給施設	H14	7.00	W
中間育成施設	H21	184.11	W
※野菜集出荷施設（R3譲渡）	S63	1,270.00	S
おらほの館	H10	460.41	W
八森観光市	S63	596.00	S
菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設	H29	3,422.00	S
薬用植物収穫調整施設	H30	210.60	S

【整備方針】

- ・利用率や老朽化・耐震化の状況を検討し、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や除却、配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新にあたっては、集約化を進めることや、他の機能の施設との複合化を図ることを含めて検討します。
- ・民間活力の導入の検討と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
農林水産物直売施設（ぶりこ）	改修	必要に応じて改修する。
ガラス温室（籠田）	検討	貸付期間更新時に状況を確認し、大規模改修が必要とされた場合に方向性を再検討する。
ガラス温室（田中）	検討	貸付期間更新時に状況を確認し、大規模改修が必要とされた場合に方向性を再検討する。
ガラス温室管理事務所（田中）	検討	貸付期間更新時に状況を確認し、大規模改修が必要とされた場合に方向性を再検討する。
ふれあい農園	改修	必要に応じて改修する。
広場等利用施設（花の家）	改修	必要に応じて改修する。
清浄海水供給施設	改修	漁協との協議により、必要な場合は改修する。
中間育成施設	改修	漁協との協議により、必要な場合は改修する。
野菜集出荷施設	譲渡（R3）	
おらほの館	改修	必要に応じて改修する。
八森観光市	改修	必要に応じて改修するが、大規模改修が必要となった時点で使用者との協議の上、除却を含めて検討する。
菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設	改修	必要に応じて改修する。
薬用植物収穫調整施設	改修	必要に応じて改修する。

4.福祉系施設

4-1 子育て支援施設

【現状と課題】

子育て広場の継続やサークル活動等を支援し、子育て環境を維持しています。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
子育て支援センター	H6	334.17	W

【整備方針】

- ・児童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。施設の更新などにあたっては、他の機能の施設との複合化を検討します。
- ・統合等による旧子ども園については、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、必要がなければ安全管理の面からも計画的に除却することとします。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
子育て支援センター	改修	必要に応じて改修する。

4-2 保健・福祉施設

【現状と課題】

保健センターは、八森地区、峰浜地区に1館ずつ設置され、町民の健康づくりを推進し、町民に密着した健康教育、健康相談及び健康診査等の保健サービスを総合的に行なう場となっているほか、町民の自主的な保健活動の拠点となっています。

いずれも旧町村の時代に建てられたもので、今後20年の間には改築の必要性に迫られることから、改築にあたっては、利用状況等を勘案しながら、集約化や複合化を含め、最適な配置を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
八森保健センター	H17	648.77	W・H24 改修工事
埴川健康センター	H6	547.83	W・H22 改修工事

【整備方針】

- ・老朽化が進行してくることから、随時、維持補修を行うなど施設の適正管理に努めます。
- ・人口減少による利用状況の変化を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。また、施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
八森保健センター	改修	耐用年限経過後に必要ながあれば大規模改修する。人口が減少したとしても必要な施設であり改修しその機能を維持する。
埴川健康センター	廃止	町営診療所埴川分院の廃止に伴い、一体的な施設である埴川健康センターについても令和6年度で廃止する。

4-3 医療施設

【現状と課題】

町民の疾患予防及び療養給付を行い、健康な生活の確保に資するために設置された診療所は4施設となっていて、うち3施設が町営で残り1施設は民間委託の診療所です。

平成5年から平成6年に建てられた診療所施設については、これまで維持補修をしていますが、老朽化が進行しているため、今後20年の間には、改築の必要があります。

改築にあたっては、利用状況等を勘案しながら、集約化や複合化を含め、最適な配置を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
町営診療所	H5,H6	366.96	W, C B
町営歯科診療所	H6	258.08	W・H24 改修

【整備方針】

- ・老朽化が進行してくることから、随時、維持補修を行うなど施設の適正管理に努めます。
- ・利用状況の変化や利用者の実情を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。また、施設の更新などにあたっては、集約を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
町営診療所	改修	平成 29 年度以降（耐用年限経過年度）大規模な改修が必要な場合改修する。
町営歯科診療所	改修	耐用年限を経過しているが、10年後を目途に大規模な改修が必要な場合改修する。

5. 行政系施設

5-1 庁舎等

【現状と課題】

平成18年度に峰浜庁舎が焼失したことが契機となり、平成21年度に防災拠点としての役割を果たす機能を持たせた現庁舎が完成しました。

施設は比較的新しいことから、今後計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
役場庁舎・附属施設	H21	2,608.19	W、S

【整備方針】

・本庁舎は、防災時の拠点となることを踏まえ、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策に努めます。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
役場庁舎・附属施設	改修	必要に応じて改修する。

5-2 その他行政系施設

【現状と課題】

その他行政系施設については、非常備消防施設が26施設と最も多く、次に建設機械車庫等5施設、その他施設が5施設の36施設となっています。

非常備消防施設については平均経過年数が34年、建設機械車庫等は38年と共に老朽化が進行していることから、適正配置を考慮した計画的な施設の改修・改築を図っていく必要があります。

その他施設についても適正な維持補修を図り、施設の延命化を図っていく必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
第9分団機器置場（八森）	H8	51.34	C B
第10分団機器置場（浜田）	S44	29.63	C B・H1 増築
第10分団機器置場（本館）	S30	19.80	C B
第11分団機器置場（椿）	S34	26.40	C B
第12分団消防詰所（中浜）	S62	39.66	W
第13分団機器置場（茂浦）	S63	54.56	W
第14分団機器置場（横間）	H2	54.64	W
※第15分団機器置場（小入川） (R6 除却)	S37	20.44	C B
※第15分団機器置場（岩館第1） (R6 除却)	S42	46.04	W・H24 増築
※第15分団機器置場（岩館第2） (R6 除却)	H3	52.99	W
第12分団消防団機械機器置場	H21	99.37	W
水沢コミュニティー消防センター	H8	115.92	W
消防機械器具置場（目名瀧）	不明	33.05	C B
萩ノ台防災資機材地域備蓄施設	不明	9.91	C B
消防機械器具置場（田中）	H4	28.98	W
消防機械器具置場（岩子）	S60	28.92	W
消防機械器具置場（石川）	S57	49.58	W
塙防災資材地域備蓄施設	H9	28.98	W
大沢防災資機材地域備蓄施設	H8	24.84	W
消防機械器具置場（畑谷）	S60	28.92	W
強坂防災資機材地域備蓄施設	H10	24.84	W
消防機械器具置場（小手萩）	H7	24.84	W
内荒巻防災資機材地域備蓄施設	不明	13.22	W
消防機械器具置場（沼田）	H5	28.98	W
消防機械器具置場（大久保岱）	H6	28.98	W
消防機械器具置場（大信田）	S63	28.98	W
書類倉庫（旧エースソーイング）	不明	751.00	S ※H14 譲渡により取得

書類倉庫（旧工場）	不明	40.00	S ※H14 譲渡により取得
イベント物品保管庫	H3	165.26	W
八森除雪センター	H7	313.32	S
八森建設資材倉庫	不明	157.00	W
峰浜除雪センター	S58	220.69	W
鳥矢場建設資材倉庫	S52	79.49	W
高野々建設資材倉庫	S47	79.50	W
伊勢鉢台建設資材倉庫	不明	57.96	W
あきた白神体験センター倉庫	H21	153.61	W

【整備方針】

- ・計画的に点検や維持補修等を行い、施設の長寿命化を推進します。
- ・老朽化が著しいものについては、除却を含めて適正配置を検討し、計画的な施設の改修・改築を図っていきます。
- ・改修・改築にあたっては、施設の複合化を検討します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
第9分団機器置場（八森）	改修	必要に応じて改修する。
第10分団機器置場（浜田）	改修	必要に応じて改修する。
第10分団機器置場（本館）	改修	必要に応じて改修する。
第11分団機器置場（椿）	改修	必要に応じて改修する。
第12分団消防詰所（中浜）	改修	必要に応じて改修する。
第13分団機器置場（茂浦）	改修	必要に応じて改修する。
第14分団機器置場（横間）	改修	必要に応じて改修する。
第15分団機器置場（小入川）		除却（R6）
第15分団機器置場（岩館第1）		除却（R6）
第15分団機器置場（岩館第2）		除却（R6）
第12分団消防団機械機器置場	改修	必要に応じて改修する。

水沢コミュニティー消防センター	改修	必要に応じて改修する。
消防機械器具置場（目名潟）	改修	必要に応じて改修する。
萩ノ台防災資機材地域備蓄施設	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
消防機械器具置場（田中）	改修	必要に応じて改修する。
消防機械器具置場（岩子）	改修	必要に応じて改修する。
消防機械器具置場（石川）	改修	必要に応じて改修する。
埴防災資材地域備蓄施設	改修	必要に応じて改修する。
大沢防災資機材地域備蓄施設	改修	必要に応じて改修する。
消防機械器具置場（畑谷）	改修	必要に応じて改修する。
強坂防災資機材地域備蓄施設	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
消防機械器具置場（小手萩）	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
内荒巻防災資機材地域備蓄施設	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
消防機械器具置場（沼田）	改修	必要に応じて改修する。
消防機械器具置場（大久保岱）	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
消防機械器具置場（大信田）	検討	消防団の再編結果を踏まえて方向性を再検討する。
書類倉庫（旧エースソーイング）	－	建築年不詳であるが、屋根や外壁等の損耗状態を点検しながら、引き続き書類倉庫として使用する。
書類倉庫（旧工場）	－	建築年不詳であるが、屋根や外壁等の損耗状態を点検しながら、引き続き書類倉庫として使用する。
イベント物品保管庫	改修	必要に応じて改修する。
八森除雪センター	改修	必要に応じて改修する。
八森建設資材倉庫	改修	必要に応じて改修する。
峰浜除雪センター	改修	必要に応じて改修する。
鳥矢場建設資材倉庫	改修	必要に応じて改修する。
高野々建設資材倉庫	改修	必要に応じて改修する。

伊勢鉢台建設資材倉庫	改修	必要に応じて改修する。
あきた白神体験センター倉庫	改修	必要に応じて改修する。

6. 公営住宅

6-1 公営住宅

【現状と課題】

公営住宅は6団地で72棟93戸（世帯）となっています。そのうち、公営住宅法に基づき管理している「町営住宅」が5団地39棟60戸、町独自の基準で管理している「地域活性化住宅」が3団地33戸あります。入居率は96%となっていて、公営住宅の需要の高さを伺わせます。町には民間の賃貸住宅も少なく、人口流失を防ぐためにも、現在の施設を減らすことは難しいことから計画的な点検や維持修繕等を行って、施設の長寿命化を図る必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
地域活性化住宅(夕風団地(1～3,5～8,10,15,16号棟))	S61	728.60	W・10戸
夕風団地(11～13号棟)	H8	263.31	W・3戸 計13戸
夕風第2団地(A～C号棟)	H10	525.06	W・6戸
夕風第2団地(D～F号棟)	H11	780.93	W・9戸
夕風第2団地(G号棟)	H12	258.30	W・3戸
夕風第2団地(H,I1～I6号棟)	H13	789.72	W・9戸
夕風第2団地(J～M号棟)	H14	704.56	W・8戸 計35戸
地域活性化住宅(観海団地(1～7号棟))	H4	589.57	W・7戸 計7戸
地域活性化住宅(かもめ団地(1～3号棟))	H2	237.96	W・3戸
地域活性化住宅(かもめ団地(4～6号棟))	H3	260.28	W・3戸
地域活性化住宅(かもめ団地(8～17号棟))	H5	814.68	W・10戸
かもめ団地(18～21号棟)	H7	334.68	W・4戸 計20戸
松波団地(A～B棟)	H6	171.38	W・2戸
松波団地(C棟)	H8	85.29	W・1戸
松波団地(D～E棟)	H9	157.58	W・2戸 計5戸

塙川団地 (A～B 棟)	H7	172.92	W・2 戸	
塙川団地 (C 棟)	H8	86.39	W・1 戸	
塙川団地 (D～F 棟)	H10	257.13	W・3 戸	
塙川団地 (G～H 棟)	H11	172.04	W・2 戸	
塙川団地 (I～J 棟)	H12	172.04	W・2 戸	
塙川団地 (k～L 棟)	H13	171.41	W・2 戸	
塙川団地 (M 棟)	H14	86.02	W・1 戸	計 13 戸

【整備方針】

- ・ 公営住宅管理計画に基づき、耐用年限（建築後 30 年）を経過した町営住宅を用途廃止して「地域活性化住宅」へ順次移行します。
- ・ 計画的に点検や維持修繕等を行い、施設の長寿命化を推進します。
- ・ 入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めます。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
地域活性化住宅(夕風団地(1～3,5～8,10,15,16号棟))	改修	必要に応じて改修する。
夕風団地 (11～13号棟)	改修	必要に応じて改修する。
夕風第2団地 (A～C号棟)	改修	必要に応じて改修する。
夕風第2団地 (D～F号棟)	改修	必要に応じて改修する。
夕風第2団地 (G号棟)	改修	必要に応じて改修する。
夕風第2団地 (H,I11～I6号棟)	改修	必要に応じて改修する。
夕風第2団地 (J～M号棟)	改修	必要に応じて改修する。
地域活性化住宅 (観海団地 (1～7号棟))	改修	必要に応じて改修する。
地域活性化住宅(かもめ団地 (1～3号棟))	改修	必要に応じて改修する。
地域活性化住宅 (かもめ団地 (4～6号棟))	改修	必要に応じて改修する。
地域活性化住宅 (かもめ団地 (8～17号棟))	改修	必要に応じて改修する。
かもめ団地 (18～21号棟)	改修	必要に応じて改修する。

松波団地 (A~B 棟)	改修	必要に応じて改修する。
松波団地 (C 棟)	改修	必要に応じて改修する。
松波団地 (D~E 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (A~B 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (C 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (D~F 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (G~H 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (I~J 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (K~L 棟)	改修	必要に応じて改修する。
塙川団地 (M 棟)	改修	必要に応じて改修する。

7. 都市基盤施設

7-1 公園

【現状と課題】

公園施設は、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっているほか、観光施設として機能も合わせもっています。

公園施設については、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用のコスト縮減と、平準化を図る観点から、適切な施設点検・維持補修等の予防保全管理の下で、長寿命化等に取り組む必要があります。

【対象施設】

施設名		建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
御所の台ふれあいパーク	公衆トイレ	S56	15.34	C B
	野外音楽堂	S56	38.00	R C
中央公園	公衆トイレ	H19	22.26	W
	休憩棟	H19	24.01	W
ポンポコ山公園	公衆トイレ	H1	25.40	W
	物見台	H2	92.50	S
	バッテリーカー置場	H4	36.36	W
	パークセンター	H23	484.74	W
	倉庫	H23	39.74	W
	物置	H8	16.56	W
	作業所	H11	139.12	W
バンガロー	H9	173.88	W	

【整備方針】

- ・公園施設については、計画的に点検や改修を行い、安全対策の強化に努め、長寿命化を推進します。
- ・老朽化が進んでいる施設の改修や改築にあたっては、利用状況等を勘案し、除却を含め検討します。

【個別方針】

施設名		方向性	説明
御所の台ふれあいパーク	公衆トイレ	除却	御所の台エリア再構築構想と合わせて除却する。
	野外音楽堂	除却	御所の台エリア再構築構想と合わせて除却する。
中央公園	公衆トイレ	改修	必要に応じて改修する。
	休憩棟	改修	必要に応じて改修する。
ポンポコ山公園	公衆トイレ	改修	必要に応じて改修する。
	物見台	改修	必要に応じて改修する。
	バッテリーカ ー置場	改修	必要に応じて改修する。
	パークセン ター	改修	必要に応じて改修する。
	倉庫	改修	必要に応じて改修する。
	物置	改修	必要に応じて改修する。
	作業所	改修	必要に応じて改修する。
	バンガロー	改修	必要に応じて改修する。

7-2 その他都市基盤施設

【現状と課題】

その他都市基盤施設は、公衆用トイレや休憩施設等で、観光客や施設利用者が使用する施設が主なものになっています。施設の平均経過年数が29年を経過し、老朽化が進行していることから、今後も計画的な維持補修に努めていく必要があります。また、施設の改修や改築にあたっては、利用状況等を勘案し、施設の必要性や規模、最適な配置を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
ブナの森公園トイレ	H10	30.24	R C
コミュニティトイレ	S59	23.18	W

御所の台ふれあいパークトイレ	H5	66.46	W
ハタハタの里公衆トイレ	H6	54.65	W
留山休憩所・トイレ	H14	33.00	W
母谷山レクリエーション施設トイレ	H4	19.36	W
母谷山レクリエーション施設休憩所	H4	51.30	W
ホテルの里トイレ	H7	30.98	W
ゲートボール場トイレ（田中）	S61	6.62	W
農村広場（ミニ公園）トイレ	S54	22.96	C B
緑地等管理中央センター	H5	299.00	S、R C
休憩施設（道の駅お殿水休憩所）	H6	101.02	W
いこいのロッジ	S58	100.20	W

【整備方針】

- ・老朽化が進行していることから、随時、維持補修を行うなど施設の適正管理に努めます。
- ・利用者数や老朽化・耐震化の状況を考慮して、配置見直しの取組を進めます。
また、老朽化が著しいものについては改修や解体を検討します。

【個別方針】

施設名	方向性	説明
ブナの森公園トイレ	改修	必要に応じて改修する。
コミュニティトイレ	改修	必要に応じて改修する。
御所の台ふれあいパークトイレ	改修	必要に応じて改修する。
ハタハタの里公衆トイレ	改修	必要に応じて改修する。
留山休憩所・トイレ	改修	必要に応じて改修する。

母谷山レクリエーション施設トイレ	除却	周辺への影響や老朽化の状況を見ながら除却を検討する。
母谷山レクリエーション施設休憩所	除却	周辺への影響や老朽化の状況を見ながら除却を検討する。
ホテルの里トイレ	改修	必要に応じて改修する。
ゲートボール場トイレ（田中）	改修	必要に応じて改修する。
農村広場（ミニ公園）トイレ	除却	周辺への影響や老朽化の状況を見ながら除却を検討する。
緑地等管理中央センター	改修	必要に応じて改修する。
休憩施設（道の駅お殿水休憩所）	改修	必要に応じて改修する。
いこいのロッジ	検討	個人事業者に貸付中であるが、大規模改修が必要とされた場合には除却する。

7-3 その他の施設等

【現状と課題】

その他の施設等については、当初の設置目的を果たした14施設となっていて、施設の複合化や転用、民間への貸付や売却を検討する必要がある遊休施設です。遊休施設再利用計画庁内会議等において、その利活用を検討する必要があります。また、既に民間等へ貸出している施設もありますが、老朽化の進行が著しい施設や耐震化基準を満たしていない施設については、除却を検討する必要があります。

【対象施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
老人肉用牛センター	S55	52.99	W
※旧産業振興棟 (R4 除却)	H14	98.00	W
旧峰浜庁舎車庫	H4	247.70	S
旧岩子子ども園	S63	197.09	W
旧石川子ども園	H8	299.89	W
旧観海子ども園	S50	807.00	S

※旧八森小学校 (R4 除却)	体育館	S41	505.00	W・H14 改修
	倉庫	S43	100.00	W
	校舎	S48	1,410.00	R C
	プール管理棟	H3	84.00	W
旧岩子小学校	校舎	S63	1,250.43	R C
	体育館	S63	806.08	S
	倉庫	S63	92.74	W
	プール管理棟	H9	84.00	W
旧八森中学校	校舎	S60	3,519.00	R C・H22 改修
	渡廊下	S61	42.00	W
旧岩館小学校	※校舎 (R6 除却)	S51	1,500.00	R C
	体育館	S52	684.00	S・H23 補強工
	※プール管理棟 (R6 除却)	H5	138.00	W
旧埴川小学校	校舎	S59	2,367.84	R C
	体育館	S60	1,191.62	S
	倉庫	S59	165.60	W
	トイレ	H1	26.40	W
	プール更衣室	S45	38.90	W
旧峰浜商工会館	S62	266.18	W	
※サケふ化場 (R4 除却)	S53	146.00	W	
旧リフレッシュハウス	H6	115.43	W	
旧農林水産物処理加工施設	H19	232.62	W	
旧埴川子ども園	S60,H11,13	538.97	W	
旧沢目子ども園	S59,62,H3,12	115.43	W	

【整備方針】

- ・統廃合により廃校となった学校施設等については、財産管理及び地域への貢献などを考慮しながら、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面から順次解体することとします。
- ・用途廃止された未使用施設については、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面からも計画的に

解体することとします。

【個別方針】

施設名		方向性	説明
老人肉用牛センター		改修	熊捕獲用オリの保管庫として活用している。
旧産業振興棟		除却 (R4)	
旧峰浜庁舎車庫		改修	必要に応じて改修する。
旧岩子子ども園		検討	貸付を検討し、必要がなければ除却する。
旧石川子ども園		検討	福祉施設としての利用を検討する。
旧観海子ども園		—	現在「真瀬ファーム」に貸出している。
旧八森小学校	体育館	除却 (R5)	
	倉庫		
	校舎		
	プール管理棟		
旧岩子小学校	校舎	—	現在「さくら園」に貸出している。
	体育館	—	現在「さくら園」に貸出している。
	倉庫	—	現在「さくら園」に貸出している。
	プール管理棟	—	現在「さくら園」に貸出している。
旧八森中学校	校舎	—	現在「八峰町社会福祉協議会」に貸出している。
	渡廊下	—	現在「八峰町社会福祉協議会」に貸出している。
旧岩館小学校	校舎	除却 (R6)	
	体育館	—	岩館地区指定避難所として活用している。
	プール管理棟	除却 (R6)	
旧埜川小学校	校舎	除却	令和7年度に除却する。
	体育館	—	埜地区指定避難所として活用している。
	倉庫	除却	令和7年度に除却する。
	トイレ		
	プール更衣室		
旧峰浜商工会館		—	現在「土地改良区」に貸出している。
サケふ化場		除却 (R4)	

旧リフレッシュハウス	－	現在「ぬくもり工房」に貸出している。
旧農林水産物処理加工施設	－	現在、事業者の水産物加工場として貸出している。
旧埜川子ども園	－	現在、個人農家にシイタケ選別場として貸出している。
旧沢目子ども園	検討	公募を原則として貸出し又は書類倉庫としての活用を検討する。

II. インフラ施設

9. 道路

【現状と課題】

令和2年度末において、道路は251路線、実延長は約165kmとなっています。道路は、社会活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能とともに、防災機能としても重要な役割を担っていることから、日常的に点検を行い、維持補修に努め長寿命化を図っていくことや、計画的な改良を図っていく必要があります。

【対象施設】

施設名	路線数	実延長 (m)	面積 (㎡)
町道 (1級)	27	78,395.50	544,801.91
町道 (2級)	13	15,082.00	94,248.66
町道 (その他)	211	71,757.50	384,442.85
計	251	165,235.00	1,023,493.42

【整備方針】

- ・既に策定した「公共土木施設維持管理の「基本方針」と「実施計画」」に基づき、作業方法による3つの維持管理区分（予防保全型・対症管理型・日常管理型）に分類し、その区分に応じて作業内容別に水準を設定して、今後の維持管理に対する町の基本的な考え方を示します。
- ・設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、公共施設等の利用状況や地域の意向等を踏まえ、維持管理の進め方を示す実施計画を作成し、効率的・効果的な維持管理に取り組みます。
- ・毎年度、維持管理の実施状況等を把握・検証し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

10. 橋梁

【現状と課題】

令和2年度末において、橋梁は74橋、実延長は約1.2kmとなっています。橋梁は道路施設の一部として最も重要な役割を担っていることから、橋梁点検の専門的な技術者による定期的な診断を行い、維持補修に努め長寿命化を図っていくことや、計画的な保全を図っていく必要があります。

【対象施設】

施設名	橋梁数	実延長 (m)	面積 (㎡)
橋梁	74	1,239.24	8,778.17

【整備方針】

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」を基本としたうえで、平成26年度に実施した橋梁点検結果に基づき、健全度評価の高い橋梁は「予防保全型」、健全度評価の低い橋梁については「対症療法型」の管理手法を適用して維持管理します。
- ・橋梁の定期点検によって得られた結果に基づき、老朽化に伴う劣化や塩害による損傷を早期に発見するとともに健全度を定期的に把握していきます。
- ・道路ネットワークの利便性・安全性を確保するために、橋梁の健全度と橋梁特性（路線・地域）評価により優先順位を決定し、計画的・持続的な維持管理を行っていきます。また、計画は適宜見直しを図り、精度の向上を図ります。

1 1. 上水道（簡易水道）

【現状と課題】

建設から40年経過の建物（構築物）は、令和2年度末で全体の約19%にあたる7か所あり、計画期間期末の令和18年度末には全体の約73%にあたる27か所になる見込みのため、長期的な視野で対応方針を決定する必要があります。

管路の耐震性は、レベル1地震動に対しては全延長の98.8%が耐震適合性を持ちますが、レベル2地震動に対しては全延長の31.8%にとどまっています。また、中には布設年度が不明な区域もあるため、経年劣化による不測の事態を生じることが懸念されます。

施設更新にあたっては、費用の低廉化と平準化を念頭に計画を検討する必要があります。

【対象施設】

表 1 施設概要

	地区名	施設名	取得年
八森地区簡易水道	岩館地区 全8か所	取水施設 2箇所	S40～S55
		導水ポンプ場 1箇所	S55
		凝集沈殿池管理棟 1棟	H17
		浄水場（緩速ろ過池×3） 1箇所	S37～S63
		配水池 2池	S37～S63
		配水ポンプ場 1箇所	S51
	観海地区 全7か所	取水施設 1箇所	H27
		導水ポンプ場 1箇所	H27
		浄水場（急速ろ過器×2） 1箇所	H27
		配水池 1池	H27
		配水ポンプ場 2箇所	H2～H27
	八森地区 全8か所	取水施設 2箇所	S59～H5
		導水ポンプ場 1箇所	H5
		浄水場（急速ろ過器×4） 1箇所	S59～H17
		送水ポンプ場 1箇所	H17
配水池 3池		S41～H17	
峰浜地	沢目地区 全8か所	取水施設 3箇所	S63
		接合井 1箇所	S63
		浄水場（緩速ろ過池×4） 1箇所	S63～H16

区 簡 易 水 道	埜地区 全6か所	配水池 3箇所	S63
		取水施設 1箇所	S56
		接合井 2箇所	S56
		滅菌装置(室) 1箇所	S56
		配水池 2箇所	S56~H12

表 2 管路区分別延長

管路区分	管種	延長 (m)	比率 (%)	
導水管	ダクタイル鋳鉄管	421	1.9	管路全延長に対する比率 (a/d) 17.2
	鋼管	10	0.0	
	石綿セメント管	0	0.0	
	硬質塩化ビニル管	20,187	92.9	
	ポリエチレン管	1,118	5.1	
	小計 a	21,736	100.0	
送水管	ダクタイル鋳鉄管	0	—	管路全延長に対する比率 (b/d) 1.9
	鋼管	6	0.3	
	石綿セメント管	0	—	
	硬質塩化ビニル管	1,889	79.9	
	ポリエチレン管	468	19.8	
	小計 b	2,363	100.0	
配水管	ダクタイル鋳鉄管	6,354	6.2	管路全延長に対する比率 (c/d) 80.9
	鋼管	1,463	1.4	
	石綿セメント管	335	0.3	
	硬質塩化ビニル管	62,747	61.5	
	ポリエチレン管	31,112	30.5	
	小計 c	102,011	100.0	
合計	ダクタイル鋳鉄管	6,775	5.4	100.0
	鋼管	1,479	1.2	
	石綿セメント管	335	0.3	
	硬質塩化ビニル管	84,823	67.3	
	ポリエチレン管	32,698	25.9	
	小計 d=a+b+c	126,110	100.0	

【出典】令和元年度水道統計：(公社) 日本水道協会

表 3 年度別建設改良費（昭和 55 年度～令和元年度）

単位：千円

年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額
S 55	211,489	H 2	11,131	H 12	43,981	H 22	249,562
S 56	179,150	H 3	9,525	H 13	36,660	H 23	225,618
S 57	4,258	H 4	12,064	H 14	41,259	H 24	389,674
S 58	4,274	H 5	7,185	H 15	125,119	H 25	503,401
S 59	186,430	H 6	5,048	H 16	342,426	H 26	713,684
S 60	13,891	H 7	8,102	H 17	258,160	H 27	176,494
S 61	363,692	H 8	10,116	H 18	112,348	H 28	59,514
S 62	300,569	H 9	13,001	H 19	44,605	H 29	11,143
S 63	294,513	H 10	23,481	H 20	74,910	H 30	7,042
H 1	235,731	H 11	21,326	H 21	116,734	R 1	14,103
合計							5,461,413

【出典】 地方公営企業決算状況調査：総務省

【整備方針】

- ・関連施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少等により、簡易水道事業特別会計の経営環境が厳しさを増す中、経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、特別会計から公営企業会計（任意適用事業）へ移行し、今後の施設整備に取り組みます。
- ・各施設の老朽化が進んでおり、機能保全を図るため日常の点検作業及び運転監視を強化します。
- ・管路の老朽化によって、漏水や事故発生リスクが高まる区域も残っているため、管路台帳の更新・整備を行い計画的な布設替えを進めます。
- ・人口減少に伴って配水流量は減少することが見込まれており、老朽化施設は、近隣施設と統合する等、施設規模の最適化を図るよう具体的検討を進める。また、統合等により廃止となった施設は、速やかに除却を進めます。

12. 下水道（公共、農集、漁集、合併）

【現状と課題】

下水道の供用開始以降、各処理場やマンホール設備等の施設管理は、維持管理専門業者へ委託し、定期的な日常点検及び月例点検などを実施しています。今後も引き続き、きめ細やかな点検を実施し適切な維持補修に努め、処理場の機能維持及び延命化を図っていきます。

【対象施設・処理施設】

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造・備考
八森浄化センター	H12	1,665.64	R C
沢目浄化センター	H14	722.01	R C
石川地区農業集落排水処理施設	H11	330.92	R C
岩子・大久保岱地区農業集落排水処理施設	H16	248.74	R C
埴地区農業集落排水処理施設	H21	257.43	R C
漁業集落排水処理施設	H16-17	467.12	R C

【対象施設・管路】

施設名	建築年度	管路延長 (m)	管種・備考
特定環境公共下水道	H14	59,574	PP・VP・PRP
農業集落排水事業	H12	16,144	PP・VP
漁業集落排水事業	H18	9,854	PP・VP・PRP

【個別方針】

- ・関連施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少等により、各下水道事業特別会計の経営環境が厳しさを増す中、経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、特別会計から公営企業会計（任意適用事業）へ移行し、今後の施設整備に取り組めます。
- ・八森浄化センターについては、既に策定している「長寿命化計画」に基づき施設の適正管理に努めます。
- ・沢目浄化センターについては、現在策定中の「長寿命化計画」に基づき施設の適正管理に努めます。
- ・農業集落排水施設、漁業集落排水施設については、定期的な日常点検及び月例点検な

どを継続的に実施し、適切な維持補修に努め、処理場の機能維持及び延命化を図って
いくほか、将来的には公共下水道との統合を検討します。